

鳥取県医療勤務環境改善支援センター通信 第64号



『令和6年4月1日からの、医師の36協定届について』

働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律（平成30年法律第71号）により改正された労働基準法（昭和22年法律第49号）において、時間外労働の上限は、原則として月45時間、年360時間（限度時間）とされ、臨時的な特別な事情がある場合でも年720時間、単月100時間未満（休日労働含む）、複数月平均80時間以内（休日労働含む）とされました。

しかし、医師法に基づく応召義務等の特殊性を踏まえた対応が必要である医業に従事する医師については令和6年3月31日までの5年間の適用猶予期間が設けられました。

そして、医業に従事する医師（労基法第141条第4項）の中でも、病院若しくは診療所で勤務する医師（医療を受けるものに対する診療を直接の目的とする業務を行わない者を除く）又は介護老人保健施設若しくは介護医療院において勤務する医師については、「特定医師」（労基則附則第69条の2）とされ、医師の上限規制（労基法第141条第1項）の対象となります。

適用猶予期間の修了、医師の上限規制の開始に伴い、令和6年4月1日以降に使用する36協定届の様式が変わりますので、ご紹介します。

《36協定とは》

まず「36協定」とは、労基法36条に規定する、「時間外労働・休日労働に関する協定届」で、法定時間外労働（原則1日8時間、1週40時間を超える労働）を行わせる場合に必要となりますので、法定時間外労働及び法定休日労働を行わせることが無い場合には不要です。

《36協定届の様式が変わります》

そして、使用する協定届の様式についてご注意ください。特定医師については、限度時間以内で時間外・休日労働を行わせる場合（一般条項）「様式9号の4」、臨時的な特別な事情で限度時間を超えて時間外・休日労働を行わせる場合（特別条項）「様式9号の5」を使用します。医師以外の看護師や事務職員等についても定める場合は、併せて記載することもできます。

《健康及び福祉の確保を》

限度時間を超えて労働させる労働者に対する健康及び福祉を確保するための措置を定め、具体的な内容を記載する必要がありますので、適切な措置を講じてください。

（今回の担当 医療労務管理アドバイザー 西山理一 社会保険労務士）

《過去に掲載した記事は、勤改センターのホームページからも閲覧できます》

お問い合わせ・ご相談など、お気軽にご連絡ください。ご利用は無料です。

鳥取県医療勤務環境改善支援センター（略称：勤改センター）

住所：鳥取市戎町317（鳥取県医師会館内） TEL：0857-29-0060 FAX：0857-29-1578

メール：kinmukaizen-c@tottori.med.or.jp

HP：<https://www.tottori.med.or.jp/kinmukaizen-c/>

鳥取 勤務環境改善 検索

様式例（様式9号の5）1枚目・各水準共通

様式例（様式9号の5）2枚目・A水準記載例

1年	1箇月	1日	1年	1年	1箇月	1箇月	1年
(①)については720時間以内(時間外労働のみの時間数、②-⑤については960時間以内、③-⑤については1,860時間以内(②-⑤は時間外労働及び休日労働を合算した時間数)に限る。)	(時間外労働及び休日労働を合算した時間数。100時間未満に限る。ただし、②-⑤についても、医業に従事する医師以外の者(看護師、事務職員等)にあっては、年6回以内に限ります。)	月の時間外労働の限度時間(月45時間または42時間)を超えて労働させる回数を定めてください。	業務の種類	労働者数 (満18歳以上の者)	法定労働時間を超えることができる時間数 延長することができる時間数 及び休日労働の時間数	限度時間を超過する回数 法定労働時間を超える時間数 (任意)	限度時間を超過する回数 法定労働時間と休日労働の時間数を合算した時間数 (②-⑤については任選)
① (下記②-⑤以外の者)	○○業務 ○○業務	○○人 ○○人	6時間 6時間	6回 6回	70時間 70時間	25% 25%	670時間 670時間
② A水準医療機関で勤務する医師	患者数預り加入院患者の急変、救急患者の搬送等に伴う診察、検査、診断、処置、手術への対応の発生 高難度の診察、診断、処置、手術や時間 医療を要する処置、手術への対応の発生	医師業務 医師業務	20人 8人	6時間 6時間	8回 8回	85時間 105時間	25% 25%
③ B水準医療機関で対象業務に従事する医師	業務の範囲を細分化し、明確に定めてください。						限度時間を超えて時間外労働をさせる場合の割増賃金率を定めてください。
④ 連携日水準医療機関で対象業務に従事する医師	事由は一時的または空き時間的に時間外労働を行わせる必要のあるものに限り、できる限り具体的に定めなければなりません。「業務の都合上必要ななど「業務上やむを得ない」とき」など恒常的な長時間労働を招くおそれがあるものは認められません。						この場合、法定の割増率となるよう努めてください。 (なお、時間外労働が月60時間を超える場合の法定の割増率は50%となります。)。 「1年」の欄も同様です。
⑤ C水準医療機関で対象業務に従事する医師							限度時間(年360時間または320時間)を超えて労働させる場合の割増賃金率を定めてください。 医業に従事する医師以外の者(看護師、事務職員等)に従事する医師(看護師、事務職員等)に従事する医師(看護師、事務職員等)については、年720時間以内(時間外労働のみ)に限ります。 A水準医療機関で勤務する医師について(は、年960時間以内(時間外労働および休日労働)に限ります。

様式例（様式9号の5）3枚目・A水準

限度時間を超えた労働者に対する手続		<p>（健診福利厚生措置）</p> <p>①医師による面接指導 ②深夜業（22時～5時）の回数制限 ③終業から始業までの休憩時間の確保（勤務間インターバル） ④代替休日・特別な休暇の付与 ⑤健康診断 ⑥連続休業の取得 ⑦心とからだの相談窓口の設置 ⑧配属転換 ⑨産業医等による助言・指導や保健指導 ⑩その他</p>	
限度時間を超えて労働させるための指針		<p>医業に従事する医師以外の者（看護師、事務職員等）について、このチェックボックスに係る申請を方便で確認の上、必ずチェックを入れてください。チェックがなければなりません。</p>	
限度時間を超えて労働させる場合における手続		<p>医業に従事する医師への医師による面接指導の実施</p> <p>対象労働者に1時間の勤務間インターバルを設定</p> <p>対象労働者に1時間の勤務会議の開催</p> <p>とる手筋について定めてください。</p>	
限度時間を超えて労働させる労働者に対する健康及び福祉を確保するための指針		<p>限度時間を超えて労働した時間数は、1箇月について100時間未満でなければならず、かつ2箇月から6箇月までを平均して80時間を超えないこと（医業に従事する医師は</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> (チェックボックスに要チェック)</p> <p>【医業に従事する医師】 労働で確認の上、必ずチェックを入れてください。チェックボックスにチェックがない場合には、有効な協定などはありません。</p> <p>上記で定める時間数にいかがわらず、時間外労働及び休日労働を合算した時間数は2つ目と5つ目のチェックボックスを除きます。）に係る事項を</p> <p>上記で定める時間数にいかがわらず、時間外労働及び休日労働を合算した時間数は、1箇月について100時間未満でなければならず、かつ1年について960時間（B水準医療機関若しくはC水準医療機関において当該指定に係る業務に従事する医師又は連携B水準医療機関から他の病院若しくは診療所に派遣される医師（当該指定に係る派遣に係るものに限る）については1,860時間）以下でなければならぬこと（ただし、1箇月について100時間未満でなければならぬこと）においては、1箇月の時間外労働及び休日労働を合算した時間数が100時間以上になつても差し支えない。）。</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> (チェックボックスに要チェック)</p> <p>A水準医療機関で勤務する医師の場合は、<input type="checkbox"/> (チェックボックスに要チェック)</p> <p>③-⑤の場合、都道府県知事からB水準医療機関、連携B水準医療機関又はC水準医療機関としての指定を受けていること。 チェック不要です。</p> <p>協定で定める1箇月の時間外労働及び休日労働を合算した時間数が100時間以上である場合には、以下の措置を講ずること。 1箇月の時間外労働及び休日労働を合算した時間数が100時間に到達する前に被労者の蓄積の状況等を確認し、面接指導を行なうべきです。また、面接指導を行った医師の意見を踏まえ、労働者の健康確保のために必要な就業上の適切な措置を講ずること。 1箇月の時間外労働及び休日労働を合算した時間数が155時間を超えた場合、労働時間短縮のための具体的な措置を行なうこと。</p> <p>③-⑤の場合、1年の時間外労働及び休日労働を合算した時間数が960時間を超えることが見込まれる者に対して、勤務間インターバルの確保等により休息時間を確保すること。 <input type="checkbox"/> (チェックボックスに要チェック)</p>	
協定の成立年月日		〇〇〇〇年 3月 12日	<p>様式第9号の5の届出をする場合には、3枚目に労働者代表の職名・氏名 および提出方法、 協定の当事者である労働組合（事業場の労働者の過半数で組織する労働組合の名称又は労働者の過半数を代表する者の職名・氏名 山田花子 協定書を兼ねる場合には、労働者代表の署名または記名・押印などが必要です。</p> <p>上記協定の当事者である労働組合が事業場の全ての労働者の過半数を代表する者が事業場の全ての労働者の過半数を代表する者であること。 上記労働者の過半数を代表する者が、労働基準法第41条第2号に規定する監督又は管理の地位にある者ではなく、かつ、同法に規定する協定等をする者を明らかにして実施される投票、挙手等の方法による手続きにより選出された者であって使用者の意向に基づき選出されたものでないこと。</p> <p>〇〇〇〇年 3月 15日</p> <p>使用者 職名 院長 氏名 田中太郎 〇〇 労働基準監督署長般 協定書を兼ねる場合には、使用者の署名または記名・押印などが必要です。</p>

（出典）厚生労働省「医師の働き方改革2024年4月までの手続きガイド」